

評議員選任・解任委員会  
運 營 細 則



社会福祉法人 愛友会  
評議員選任・解任委員会  
運 営 細 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本細則は、社会福祉法人 愛友会（以下「当法人」という。）定款第 6 条第 3 項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び任務)

第 2 条 当法人に、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、当法人の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。

第 2 章 評議員選任・解任委員

(委員の選任)

第 3 条 評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の選任は、理事会の決議をもって行わなければならない。

(委員の構成)

第 4 条 委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

(外部委員の資格等)

第 5 条 次に掲げる者は、定款第 6 条第 2 項で定める委員会の外部委員となることができない。

(1) この法人の設立者、評議員、役員（理事及び監事）及び職員

(2) この法人の理事長及び常勤の理事であった者（職員を兼ねた理事を含む。）並びに職員であった者（退職後 1 年未満の職員に限る。）

(3) (1) 及び (2) に掲げる者と特殊な関係がある以下の者

イ その配偶者または三親等以内の親族

ロ (1) に掲げる者のうち評議員及び役員と省令（昭和 26 年厚生省令第 28 号）に規定する特殊関係人

ハ (1) に掲げる者並びに (2) に掲げる者とロに規定する特殊関係人に準ずる者

(4) 暴力団員等の反社会的勢力の者

(委員の解任)

第 6 条 委員がいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。ただし、理事会は、決議前に当該委員以外の委員の意見を徴するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

2 理事会は、前項により委員を解任しようとする場合には、当該委員に対し、解任理由を明確に提示し、聴聞の機会を与えるものとする。

(委員の報酬等)

第7条 委員の報酬は無報酬とする。

2 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前項の費用弁償の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

### 第3章 評議員選任・解任委員会

(招集)

第8条 委員会は、委員会開催の日時、場所及び目的を示した書面を開催日の一週間前までに送付する方法により、理事長が招集する。

(委員長)

第9条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の互選とする。

(評議員の選任)

第10条 委員会は、理事会から評議員候補者として推薦のあった者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で、候補者1名ごとに審議し、選任について決議を行う。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者が欠格事由、兼職禁止、特殊関係者等に該当しないことの確認結果

(3) 当該候補者が社会福祉法人の適正な運営に必要な見識を有する者であると判断した理由

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

(補欠の評議員の選任)

第12条 委員会は、定款第5条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、評議員の選任と同時に補欠の評議員を選任することができる。

2 補欠の評議員を複数選任する場合は、補欠の評議員相互間の優先順位を定めなければならない。

3 補欠の評議員の任期は、同時に選任する評議員の任期満了までとする。

(評議員の解任)

第13条 評議員の解任の提案を行う場合には、定款第6条第4項に定める当該者が評議員として不適任と判断した理由のほか、次の事項を説明しなければならない。

(1) 理事会が調査・確認した事実の内容

(2) 当該者の意見陳述がある場合には、その内容

(決議)

第14条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

2 評議員の選任の決議は、選任候補者ごとに行わなければならない。

3 代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は行うことはできない。

4 委員会の決議には、委員長も参加する。

(議事録)

第15条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 委員の現在数、出席者数及び出席者氏名

(3) 委員会の議長の氏名

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過及びその結果

2 議事録には、委員長が署名する

3 議事録は、審議資料を添付して委員会の開催の日から10年間、その主たる事務所に保存しておかなければならない。

(理事会への報告)

第16条 委員長は、審査の結果を理事会に報告しなければならない。

## 第4章 雑則

(事務局)

第17条 委員会の庶務的事項は当法人の事務局において行う。

(補則)

第18条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(細則の改廃)

第19条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この細則は、平成29年3月10日から施行する。